

福島県教育委員会平成30年5月定例会会議抄録

1 開催日時	平成30年5月18日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員（議案第6号及び議案第7号の質疑応答まで出席）、 2番 浅川なおみ委員、3番 蜂須賀禮子委員、4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、正木委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県いじめ問題対策委員会委員を委嘱するもの。</p> <p>議案第2号については、県立高等学校改革基本計画を策定するもの。</p> <p>議案第3号から議案第8号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>報告第1号については、平成31年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告するもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第8号及び報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号 議案第2号</p>	<p>福島県いじめ問題対策委員会委員の委嘱について（議案第1号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）について（議案第2号）、県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 報告事項 報告第1号</p>	<p>平成31年度使用教科用図書採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 岩本委員：平成31年度使用教科用図書の採択に係る教科書の展示会について、一般の方は見ることが可能か。 義務教育課長：教科書について、色々な方々に理解を深めていただくため、一般の方も見ていただけるようになっている。 これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、平成30年4月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(10) 議案審議</p>	

議案第3号	福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第3号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第4号	福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第5号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第6号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）及び福島県公立学校長の懲戒処分について（議案第7号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第7号	
議案第8号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、特別支援教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告事項 報告第2号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から平成30年6月15日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。

(13) 閉

会

午後 3 時 3 4 分、教育長から閉会が告げられた。